

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2017年1月号(J209)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 「専利法」改正案が立法院で可決、「新規性又は進歩性喪失例外の猶予期間」を12ヵ月に延長
- 02 2005～2015年台湾の主なグリーンエネルギー産業特許動向概況分析レポート
- 03 商標使用許諾訴訟、京都同仁堂会社が敗訴
- 04 「エピ・ライン」商標図案の模倣に、53万余新台幣ドル賠償命令の判決
- 05 グッチ、LV等の偽ブランドバッグを販売、基隆の皮革製品店に520万新台幣ドル賠償命令の判決
- 06 台湾企業専利経理人協会とAsialPEXが協力覚書を締結

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
「玉里想」に類似で提訴された「理想」牌が勝訴、商標は維持
- 02 公平交易法関連
台湾房屋が不動産情報を「住通搜尋」サイトに利用され、公平交易法違反で提訴、権利侵害が認められ賠償金30万新台幣ドルの支払命令判決

今月のトピックス

J161230Y1

01 「専利法」改正案が立法院で可決、「新規性又は進歩性喪失例外の猶予期間」を12カ月に延長

立法院において2016年12月30日、「専利法」(訳注:専利法は日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当)の一部条文改正案が第三読会(最終読会)を通過した。これにより新規性又は進歩性喪失例外の猶予期間(以下「猶予期間」)に関する要件と規定が緩和されることになる。専利権者の権益を保障するため、特許及び実用新案に関する猶予期間を現行の6ヵ月から12ヵ月に延長する(訳注:出願人が専利の出願前にその技術を公開したとき、猶予期間と呼ばれる特定の期間内に専利を出願すると、出願前になされた公開は専利の要件判断に影響しない)。また、特許、実用新案及び意匠に猶予期間を適用できる公開の態様については、出願人が自らの意思で行った公開と自らの意思に反した公開のいずれも適用できるようになるほか、出願時に猶予期間を主張しなければならないという手続き要件が削除されている。

今回の改正は、猶予期間に係る要件と規定を緩和して出願前に公開している者が専利の保護を得る可能性を拡大し、イノベーションと技術の流通を促すものである。改正条文の施行日は行政院が改めて定める。(2016年12月)

J161208Y1

02 2005～2015年台湾の主なグリーンエネルギー産業特許動向概況分析レポート

知的財産局はグリーンエネルギー関連特許の出願件数とIPC(国際特許分類)の分布、さらには国内政策又は外的要因による出願件数への影響を検討することにより、わが国の7大グリーンエネルギー産業(太陽光発電、LED照明、バイオ燃料、エネルギー情報通信(Energy Information and Communication Technology, EICT)、クリーンエネルギー(地熱、風力等)、燃料電池、及びリチウムイオン電池電気自動車)について特許動向を分析した。

レポートの統計期間である2005～2015年に、グリーンエネルギー関連特許の公開件数は合計3万3505件に上り、出願人国籍別にみると台湾が1万5434件(46%)、外国が1万8071件(54%)を占めた。総数では外国が台湾を上回っているが、「エネルギー情報通信」、「リチウムイオン電池電気自動車」及び「クリーンエネルギー(地熱、風力等)」等の分野では、台湾が外国を上回っている。それぞれの件数は「エネルギー情報通信」が3483件(台湾全体の22.6%)、「リチウムイオン電池電気自動車」が2293件(同14.9%)、「クリーンエネルギー(地熱、風力等)」が251件(同1.7%)だった。(2016年12月)

J161222Y2

03 商標使用許諾訴訟、京都同仁堂会社が敗訴

樂氏同仁堂は宮廷御用達の薬品を販売することで有名だが、近年は京都同仁堂生物科技股份有限公司(Qing Dynasty Royal Herbalist Biotechnology Co.,Ltd、以下「京都同仁堂公司」との間で商標使用許諾に係る争議が発生しており、樂氏同仁堂の第14代代表者である樂覺心氏が賠償請求の訴訟を提起していた。第一審において知的財産裁判所は樂覺心氏に敗訴の判決を下したが、第二審では京都同仁堂公司に賠償金126万余新台幣ドルの支払いを命じるほか、「樂氏同仁」及び「樂家老舗」の商標使用を禁じ、ホームページ、DM、刊行物、宣伝グッズ及び商品に標示されていた「樂氏同仁」、「樂家老舗」商標の撤去を命じるという逆転判決を下した。

京都同仁堂公司は「樂氏同仁」、「樂家老舗」商標の使用許諾を受けた多くの企業の一つであったが、双方の提携関係は2011年に問題が発生した。樂覺心氏の主張によると、「樂氏同仁堂相關事業聯盟(樂氏同仁堂の関連事業者連盟)」会議約定に基づき、商品企画書(訳注:商品名、広告費、包装イメージ、商品位置づけ、販路、販売価格、アフターサービス、商品の長所、試験結果、認証等を記入)を提出して、審査に合格した後にロイヤルティを支払わないと商標を使用できないが、京都同仁堂公司はこの約定を守らなかったにもかかわらず、「樂氏同仁」、「樂家老舗」商標を「山芙蓉青春喚顏霜」等の商品17品目に使用していた。このため、

2011年12月14日付内容証明郵便と同年12月22日付電子メールの発送を以って商標使用許諾の解除を告知したが、京都同仁堂公司はこれを取り合わなかったことから、その商標権を侵害している。

第二審において知的財産裁判所は、双方の使用許諾関係は2011年12月14日に合法的に解除されていると認めた。ただし、京都同仁堂公司が続けて商品の包装及び商標を更新していたため、従来に支払った商標のロイヤルティを参考として、京都同仁堂公司に126万余新台幣ドルの賠償金支払いを命じる判決を下した。本件につきさらに上訴できる。(2016年12月)

J161215Y2

J161215Y4

04 「エピ・ライン」商標図案の模倣に、53万余新台幣ドル賠償命令の判決

二阿国際股份有限公司(2R International co., Ltd.、以下「二阿国際公司」)は高級ブランドを經營するルイ・ヴィトン・マルティエ社(Louis Vuitton Malletier、以下「LV社」)から「エピ・ライン」商標図案を模倣しているとして告訴され、賠償を請求されていた。最高裁判所は先日、知的財産裁判所の見解を維持し、二阿国際公司及びその責任者である李〇〇に対して連帯で53万7200新台幣ドルを賠償するとともに、一日新聞に謝罪広告を掲載するよう命じる判決を下し、判決が確定した。

最高裁判所は以下のように指摘している。LV社の「エピ・ライン」商標図案は2010年に著名商標と認定されており、さらに長期かつ幅広い使用及び宣伝・販促を通じて、その知名度は消費者に広く認知されている。バッグのデザインと販売に従事している二阿国際公司是、2014年3月3日にその店舗において「エピ・ライン」商標図案を模倣したハンドバッグ8点を警察に押収されており、それらの外観はいずれも明瞭且つ「エピ・ライン」商標と同一の図案を有し、さらにそれらのスタイルはLV社のクラシックタイプを模倣したもので、すでにLV社の商標権を侵害している。さらに二阿国際公司是LV社の同意又は許諾を得ずに、同一又は類似のものを使用して、他人の商品との混同を招いているため、公平交易法(訳注:日本の不正競争防止法や独占禁止法に相当)にも違反している。二阿国際公司及びその代表者である李〇〇に対して連帯で53万7200新台幣ドルを賠償するよう命じた知的財産裁判所の判決には理由がある。(2016年12月)

J161204Y2

05 グッチ、LV等の偽ブランドバッグを販売、基隆の皮革製品店に520万新台幣ドル賠償命令の判決

基隆市で皮革製品店を經營する劉〇〇は3000~2万新台幣ドルの価格でグッチ、ルイ・ヴィトン(LV)等の有名ブランドを模倣したバッグ、ベルト、財布を販売し、有名ブランド本社5社から高額な賠償金を請求されていた。知的財産裁判所は基隆地方裁判所の見解を維持し、劉〇〇には商標法規定に違反があると認め、懲役3ヵ月に処したほか、賠償金520万新台幣ドルの支払いを命じる判決を下した。

グッチオ・グッチS.P.A.(Guccio Gucci S.P.A.)、ルイ・ヴィトン・マルティエ(Louis Vuitton Malletier)、エルメス・インターナショナル(Hermes International)、クリスチャン・ディオール・クチュール(Christian Dior Couture)、ボッテガ・ヴェネタSA(Bottega Veneta SA)は、劉〇〇(男)が2014年5月から10月7日警察に摘発されるまでの間、それが經營する皮革製品店においてそれらブランドを模倣したバッグ、ベルト、及び財布を販売し、それら5社に重大な損害を与えたとして告訴を提起して、劉〇〇の商標法違反を主張するとともに、損害賠償を請求した。グッチ等5社は商標法に規定される損害額の1500倍以下を賠償請求額とし、劉〇〇に対して計3220万新台幣ドルの賠償金を請求した。

劉〇〇は先に基隆地方裁判所から商標法違反で懲役3ヵ月の判決を受け、知的財産裁判所に上訴したが棄却され、判決が確定している。さらに、基隆地方裁判所から商標法の賠償請求規定に基づき520万新台幣ドルを賠償するよう命じる判決を受けた。その内訳はグッチに120万新台幣ドル、ルイ・ヴィトンに230万新台幣ドル、ボッテガ・ヴェネタに84万新台幣ドル、クリスチャン・ディオールに16万新台幣ドル、エルメスに70万新台幣ドルであった。劉〇〇はこの判決を不服として、知的財産裁判所に上訴していた。

知的財産裁判所によると、グッチ等5社はいずれも基隆地方裁判所と知的財産裁判所において商標権侵害に係る商品（訳注：ここでの商品項目はバッグ、財布、ベルト等）の各単価の総額ではなく、商標権侵害に係る商品の平均小売単価（訳注：各単価の総額を項目数で割った平均値）を以て損害賠償額算出の基礎とする方法を採用するよう主張しており、劉〇〇に有利である（訳注：商標権侵害に係る商品の項目が複数であるとき、項目毎に起訴できる。商品が多様であるため、同一の起訴事実に基づいて併せて賠償請求する場合は、各商品項目の単価の総額を基礎として、その1500倍以下を賠償請求することができる）。よって知的財産裁判所は本件の損害賠償額の算出方法として、商標権侵害に係る商品の平均小売単価の20倍乃至250倍を損害賠償額とするグッチ等5社の主張は正当であり、劉〇〇の上訴を棄却して、賠償額520万新台幣ドルを維持した。本件につき上訴できる。（2016年12月）

J161202Y5

J161202Z5

06 台湾企業専利経理人協会とAsialPEXが協力覚書を締結

台湾企業専利経理人協会（以下「TWCPE」、訳注：企業知財担当者の同業組合）は2016年12月2日にAsia IP Exchange（以下「AsialPEX」）と協力覚書を締結し、これによりAsialPEXのプラットフォームを通じて台湾企業の専利（訳注：「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる）を世界に売り込んでいく。

TWCPEの秘書長（訳注：日本の事務局長に相当）によると、近年台湾IT産業は産業全体のレベルアップや転換等の段階にあり、多くの専利を所有しているが、膨大な維持費を支払う必要があるため、もう古くなり不要となった専利を他社に売却する方向に動いている。専利で利益を得るにはライセンスという方法もあるが、台湾IT企業の多くは売却する傾向にある。

一方で、古くなった専利は誰も欲しがらないという訳ではない。秘書長によると、多くの企業は未来のIT技術を最終目標としていいるが、それらの企業にとって古くなった専利はこの目標へ向かう過程にあるもので、中国では多くの買い手がこれらに強い興味を抱いている。これらの買い手は台湾企業が古くなり不要となった専利を消化するのに役立つため、TWCPEはAsialPEXに加入することを選択し、香港のプラットフォームを通じて専利の取引のマッチングを行っていく。

「AsialPEX」は知財（IP）取引のためのオンラインプラットフォーム及びデータベースで、2013年から運営が開始されている。国際的なIP取引を促進し、世界各地のIP関係者を結び付けることを旨としている。現在は30余りのパートナーを有する。2万7000件超のIP（専利、著作権、商標等を含む）を閲覧することができる。

今回の締結式でAsialPEXはTWCPEとの協力覚書以外に、カナダのブリティッシュコロンビア工科大学、沖縄県発明協会（Okinawa Invention and Innovation Institute）とも協力協定を締結しており、産業界と学界の双方を網羅して、IP情報の交流をさらに強化している。（2016年12月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

Ⅰ 「玉理想」に類似で提訴された「理想」牌が勝訴、商標は維持

■ ハイライト

「玉理想」ブランドで湯沸し器、ガスレンジを製造、販売している全鉅多有限公司は、理想牌有限公司（Lisian Co., Ltd.）の「理想」商標が「玉理想」商標と類似しているとして、（知的財産裁判所に）「理想牌」商標の登録取消しを請求する訴訟を提起した。同裁判所は審理した結果、両商標はそれぞれ二文字と三文字であり、外観がやや類似しているが、称呼及び観念

は異なっており、かつ「理想」商標は 1967 年に登録され、その後理想牌有限公司が使用するようになり、また理想牌有限公司も 1993 年に台湾瓦斯器材工業同業公会(Taiwan Gas Appliance Manufacturers Association,以下「瓦斯公会」。訳注：台湾地区のガス機器同業組合)に加入して TGAS 標章を取得しており、全鉅多有限公司と同じ瓦斯公会会員として長年にわたり市場に並存してきたため、消費者に誤認混同を生じさせることはないと認め、全鉅多有限公司敗訴の判決を下し、理想牌有限公司は商標を維持することができた。(2016 年 1 月 27 日 工商時報)

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】104 年度行商訴字第 114 号

【裁判期日】2016 年 1 月 7 日

【裁判事由】商標異議

原告 理想牌有限公司

被告 經濟部知的財産局

参加人 全鉅多有限公司

上記当事者間における商標異議事件について、原告は經濟部 2015 年 6 月 30 日経訴字第 10406309880 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。本裁判所の決定により参加人に対し被告の訴訟に独立して参加するよう命じた。本裁判所は次のとおり判決する。

主文

訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。
訴訟費用は被告の負担とする。

一 事実要約

原告は以前「理想」商標について出願当時の商標法施行細則第 13 条に定められる商品及び役務区分表第 11 類の商品での使用を指定して該商標の登録を被告に出願した。被告は審査した結果、登録 1531565 号商標（以下「係争商標」）として登録を許可した。その後参加人はこれに対して異議を申し立てた。被告は審理した結果、「異議不成立」の審決を下した。参加人がこれを不服として行政訴願を提起したところ、經濟部は「原処分を取り消し、改めて原処分機関が適法な処分を行う」との決定を下した。被告は改めて審理した結果、係争商標の登録を取り消す処分を行った。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部は棄却を決定した。原告はなおも不服として、その後裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。
- (二) 被告の答弁：原告の請求を棄却する。

三 本件の争点

係争商標は商標法第 30 条第 1 項第 10 号に該当して登録を受けることができるか否か。

- (一) 原告の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被告の答弁理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (三) 参加人の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

- (一) 商標法第 30 条第 1 項第 10 号本文には、同一又は類似の商品又は役務における他人の登録商標又は先に出願された商標と同一又は類似であり、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるものは、登録を受けることはできないと、規定されている。いわゆる「関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある」とは、両商標が同一である又は類似を構成することにより関連する消費者に、同一の商標であると誤認させる、又は両商標が同一商標であると誤認させるにいたらないものの、両商標の商品/役務が同一の出所からのシリーズ商品/役務である、又は両商標の使用の間に関連企業、使

用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させる可能性が極めて高いことをいう。次にいわゆる「両商標が同一である又は類似を構成する」かは、普通の知識・経験を有する一般商品の消費者が購買時に普通の注意を払い、両商標の要部の外観、観念又は称呼について隔離的に観察したとき、誤認混同を生じさせるおそれの有無で判断する。

- (二) 調べたところ、係争商標(判決書の添付資料添付図一を参照)は左から右へ横書きされた中国語「理想」2文字で構成され、その字体はよく見かけられる中国語の字体であり、文字にはいかなる変更も特殊なデザインも加えられておらず、シンプルな文字の外観と意味に商標デザイナーが伝えようとするいかなるコンセプトやイメージももたらされていないため、シンプルな中国語文字の商標に該当する。一方、引用商標(判決書の添付資料添付図二を参照)は左から右へ横書きされた中国語「玉理想」3文字で構成される文字の商標、又は左上から右下へ斜めに書かれた中国語「玉理想」3文字で構成される文字の商標であり、文字にはいかなる変更も特殊なデザインも加えられておらず、シンプルな文字の外観と意味に商標デザイナーが伝えようとするいかなるコンセプトやイメージももたらされていないため、これもシンプルな中国語文字の商標に該当する。

双方の商標を構成する中国語は、文字数に2文字、3文字という違いがあり、最初の文字も「理」と「玉」で異なっており、さらに引用商標である第490005、481264号商標と係争商標とは斜め書きと横書きの違いがあり、双方の商標は外観上、明らかな違いがある。また、称呼については、双方商標の中国語は字数が異なるため、発音も二音節と三音節で異なり、さらに前述のとおり最初の文字が異なるため、双方の商標を一連に称呼すると、明らかに異なる。

観念についてみると、係争商標で用いられる中国語「理想」という2文字は中国語固有の語彙であり、「未来の事物に対する希望及び想像」並びに「満足させる、希望に沿っている」を意味するもので、係争商標は「理想」の2文字を通じてそれが表現しようとする意味合いを伝達している。一方、引用商標で用いられる中国語「玉理想」という3文字は、中国語固有の語彙ではなく、商標デザイナーが創造したもので、その語彙を通じて特定の意味合いを消費者に伝えることはできず、双方の商標は観念上も異なっているため、双方の商標の類似度が高いとは言い難い。

- (三) 係争商標と引用商標はいずれも湯沸し器と台所用品での使用が指定されており、同一又は高度に類似する商品であるが、双方の商標を比較すると類似度が低いことは前述のとおりである。係争商標の中国語「理想」は原告及び原商標権者によって長年にわたり前述商品に使用されており、印刷されたカタログにマーケティングと販売の事実があり、関連する消費者は「理想」が原告によって上述商品に用いられた商標であると認識できるはずである。

双方の商標が表彰される商品はいずれも一定の販売量があり、係争商標が表彰される商品の販売量は引用商標が表彰される商品よりも数倍多い。よって関連する消費者は識別でき、双方の商標の商品が同一の出所からのシリーズ商品である、又は双方の商標の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認混同させるには到らず、誤認混同のおそれはない等の原告主張は、採用できないものではない。

- (四) 以上をまとめると、係争商標の登録は商標法第30条第1項第10号に該当しない。被告が係争商標異議申立案件について、経済部2014年10月2日経訴字第10306110070号訴願決定趣旨(訳注:「異議不成立の原処分を取り消し、原処分機関が改めて適法の処分を行う」とする決定)に基づいて改めて審理を行い、係争商標の登録を取り消すとの審決を下したことに誤りがあり、訴願決定でその(原告の)訴願を棄却したことも法に合わない。したがって、原告が原処分と訴願決定を取り消すよう請求することには理由があり、許可すべきである。

- (五) 以上の次第で、本件原告の請求には理由があり、智慧財産案件審理法(知的財産案件審理法)第1条、行政訴訟法第98条第1項前段により、主文のとおり判決する。

2016年1月7日
知的財産裁判所第一法廷
裁判長 陳忠行
裁判官 林洲富

02 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I 台湾房屋が不動産情報を「住通搜尋」サイトに利用され、公平交易法違反で提訴、権利侵害が認められ賠償金 30 万新台湾ドルの支払命令判決

■ ハイライト

不動産業界で有名な物件検索システム「住通搜尋系統 (app.houseflow.tw)」は住通科技股份有限公司 (以下「住通科技」という) が設置したサイトで、会員に国内の大手不動産仲介業者 10 社の物件情報について検索結果を対比できるサービスを提供していたが、(上記 10 社のうち) 台湾房屋仲介股份有限公司 (Taiwan Realty Estate Co., 以下「台湾房屋」という) が初めて権利侵害で提訴した。知的財産裁判所は、住通科技が台湾房屋の情報を掠奪したことは、競争者の「著しく公正さを欠く」(行為に対する) 公平交易法 (訳注: 日本の不正競争防止法や独占禁止法に相当) の規定に違反していると認め、30 万新台湾ドルの賠償金を支払うとともに、台湾房屋のすべての情報を削除するよう命じる判決を下した。

3 年の実績を持つ「住通搜尋系統」は会員制を採用し、会費として 1 ヶ月当たり個人会員からは 3000 新台湾ドル、法人会員からは 4000 新台湾ドルを徴収している。物件のエリア又は住所、価格、築年数又は坪数を入力するだけで、不動産業者各社の物件情報を同じ条件で検索でき、各社の仲介サイトへもリンクできる。

台湾房屋は住通科技を提訴し、以下のように主張した。住通科技は台湾房屋の同意を得ずに、所有者が台湾房屋に売却を委託した物件の情報を無断で使用した。時間も労力も投じることなく、台湾房屋の仲介担当者が苦労して収集した不動産取引情報を使用できるだけでなく、両社には提携関係があると消費者に誤解させてしまい、さらにはいずれも不動産取引に従事していることから、明らかに「著しく公正さを欠く」状況を構成しており、公平交易法に違反しているため、賠償金 100 万新台湾ドルの支払いを請求する。

一方、住通科技は以下のように抗弁した。「住通搜尋系統」に使用されている) すべての情報出所はいずれも不動産仲介業者のサイトに公開されている情報であり、不当な方法で台湾房屋のコンピュータシステム内部から非公開情報を取得しておらず、不当に他人の努力の成果を剽窃していない。さらに住通科技は直接不動産仲介サービス業務に従事しておらず、台湾房屋の競合相手ではなく、公平交易法に違反していない。

知的財産裁判所は審理した結果、次のように指摘している。裁判所が試験的に住通科技の検索システムを使用し、検索条件を入力しコンピュータで対比したところ、台湾房屋が売却を委託された物件が見つかった。これにより、住通科技が自ら顧客を開拓することなく、コンピュータプログラムで台湾房屋とその他の不動産仲介業者が苦労して集めた情報を搾取して自身のサイトのコンテンツを拡充して利益を得たことは、「サービス」を競争の核心とする不動産仲介業者にとって「著しく公正さを欠く」状況を構成し、公平交易法規定に違反しており、30 万新台湾ドルの賠償金を支払うとともに、台湾房屋のすべての情報を削除するよう命じる判決を下す。(2016 年 1 月 7 日 工商時報 A16 面)

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】104 年度民公上字第 2 号

【裁判期日】2015 年 11 月 19 日

【裁判事由】公平交易法侵害排除等

上訴人 台湾房屋仲介股份有限公司 (Taiwan Realty Estate Co.)

被上訴人 住通科技股份有限公司

上記当事者間における公平交易法侵害排除等事件について、上訴人は 2015 年 2 月 10 日日本裁判所 103 年度民公訴字第 4 号第一審判決に対して上訴を提起した。本裁判所は 2015 年 10

月 15 日に口頭弁論を終結し、次のとおり判決する。

主文

原判決における上訴人の以下第 2 項、第 3 項請求の棄却及び該部分に係る仮執行宣言申立の却下、並びに該部分の訴訟費用に係る裁判をいずれも取り消す。

被上訴人は「住通搜尋系統」(URL:「app.houseflow.tw:8001/01」)における検索条件の不動産仲介業者リストから「台湾房屋」の選択肢を削除し、該システムにおいて上訴人の物件情報を再び使用してはならない。

被上訴人は上訴人に 30 万新台幣ドル及びこれに対する 2014 年 1 月 21 日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払え。

その余の上訴を棄却する。

第一、二審の訴訟費用は四分の三を被上訴人の負担、その余を上訴人の負担とする。

本判決が支払いを命じる部分について、上訴人が 35 万新台幣ドルを担保として供託した後には仮執行できる。ただし被上訴人が 195 万新台幣ドルを上訴人に担保として供託したときは、仮執行を免脱できる。

一 事実要約

上訴人は不動産仲介業者で、不動産仲介業の経営様態は主に不動産取引の仲介サービスを提供することであり、当事者間を媒介して取引契約を成立させることにより、法定のサービス報酬を徴収している。被上訴人はシステムを開発し、会員から会費を徴収した後、会員がログインして、一定の検索条件(条件には物件の住所、不動産仲介業者、物件タイプ、物件の坪数、販売額、部屋数、物件の階数、建物全体の階数、キーワード等が含まれる)を入力し、検索ボタンをクリックすると、検索と対比をした結果が表示され、さらに各物件をクリックすると、該物件が掲載されている不動産仲介業者のサイトへリンクできる。被上訴人が上訴人の同意を得ずに無断で上訴人のサイトに掲載されている賃貸物件・売却物件の情報をまとめて盗用し、被上訴人が設置した「住通搜尋系統」(以下「係争システム」)内の資料として用い、他人が開発した物件情報を掠奪して、これにより利用者から費用を徴収して利益を得ており、この営利行為は不動産仲介業者の市場における公正競争を妨害し、不動産売買の取引秩序を破壊し著しく公正さを欠くこと等を以って上訴人が起訴したが、原審は上訴人敗訴の判決を下し、上訴人はこれを不服として、上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人の主張：(1)原判決を取り消す。(2)被上訴人は係争システムにおける検索条件の不動産仲介業者リストから「台湾房屋」の選択肢を削除し、該システムにおいて上訴人の物件情報を再び使用してはならない。(3)被上訴人は上訴人に 100 万新台幣ドル及び起訴状送達の日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払え。(4)上訴人は担保を供託するので、仮執行宣言を申し立てる。
- (二) 被上訴人の主張：上訴を棄却する。不利な判決を受けたとき、被上訴人は担保を供託するので、仮執行免脱宣言を申し立てる。

三 本件の争点

被上訴人が有料の係争システムを構築した行為は、改正前公平交易法第 24 条(現行公平交易法第 25 条)の「取引秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為」に該当するか否か。故意に善良な風俗に反する方法で上訴人に損害を与えたか否か。上訴人が被上訴人に侵害の排除と損害賠償を請求することは正当か否か。

(一) 上訴人の主張：

1. 被上訴人は上訴人の同意を得ることなく、無断で上訴人に属するサイト上に記載された賃貸物件・売却物件の情報をまとめて盗用し、直接被上訴人が設置した係争システム内の情報として使用したため、事情を知らない消費者に両者の間には提携の関係があると誤認させたり、さらには上訴人サイトの閲覧をスキップさせたり、上訴人の仲介を通さず、直接所有者と取引を行わせたりし易い。また被上訴人が設置した係争システムはいかなる情報も労力、時間、経費を投じて自ら開発しておらず、直接他人の仕事の成果を手に入れ、多くのシステム利用者が他人の開発した物件情報をこの方法で掠奪するよう導いており、さらにはこれにより利用者から費用を徴収して利益を得

ており、この営利行為は不動産仲介業者の市場における公正競争を妨害し、不動産売買の取引秩序を破壊し著しく公正さを欠くもので、改正前公平交易法第 24 条規定に違反しており、また故意に善良な風俗に反する方法で上訴人に損害を与えるものでもあり、上訴人は損害を受けた。

- 改正前公平交易法第 30 条規定により被上訴人に侵害の排除を請求するとともに、改正前公平交易法第 31 条、第 32 条第 2 項、民法第 184 条第 1 項後段の規定により被上訴人に賠償責任を負うように請求する。係争システムにおける検索条件の不動産仲介業者はほぼ 10 社あり、上訴人はその中の 1 社である。よって上訴人に係る利益は年間 4800 新台幣ドル ($48,000 \times 1/10 = 4,800$) である。被上訴人が 2012 年 11 月 20 日に設立を許可されてから約 3 年であり、控えめに推算しても、被上訴人は法人会員 100 社を有することから、利益額は約 144 万元 ($4,800 \times 3 \times 100 = 1,440,000$) となり、さらに個人会員の部分を加えると倍増する可能性がある。よって上訴人が被上訴人に 100 万新台幣ドルの損賠賠償を請求することは正当である。

(二) 被上訴人の主張：

- 被上訴人の係争システムが提供するサービスは、不動産仲介業界のサービス透明化、物件情報流通の効率化を促し、被上訴人が契約を締結する方法で中古物件取引仲介サービス市場を独占することなく、消費者により多くの選択の自由を提供でき、取引市場全体に影響を及ぼす理由も状況もない。
- 被上訴人はいかなる労力も投じずに他の事業者が努力した経営の成果である情報を搾取したということではなく、ネット技術や統計分析データベースを運用して、検索結果を対比している。被上訴人が使用している情報出所はいずれも上訴人及びその他の不動産仲介業者のサイトに公開されている情報であり、被上訴人は不当な方法で上訴人の内部から非公開情報を取得しておらず、不当に他人の努力の成果を搾取していない。よって他人の努力の成果を不当に搾取しているとはいえない。
- 係争システムは売却物件情報の収集、統合及びリンクの機能を提供しているだけで、直接的に不動産仲介サービスに従事しているわけではなく、上訴人と被上訴人のサービス内容は異なり、互いに同業競争関係にあるとは認めがたい。よって被上訴人には上訴人の業務上の信用に便乗する又は盗用する行為によって取引の相手方に両者が同一の出所、同シリーズの商品又は関連企業であると容易に誤認させる状況はなく、また「欺瞞的な又は著しく公正さに欠く」こともなく、取引秩序に影響するに足る欺瞞的な又は著しく公正さを欠く不正競争には明らかに該当しないため、改正前公平交易法第 24 条規定は適用されない。

四 判決理由の要約

- 本件において上訴人が被上訴人に賠償を請求できるかについては、上訴人が主張する権利侵害期間によって各々適用する法律が異なる。上訴人が被上訴人に侵害排除を請求している部分については、排除を請求してもよい侵害は現在もなお存在しなければならない。損害するおそれの有無については、すでに存在する危険な状況について判断し、その認定は現行の有効な公平交易法規定による必要がある。
- 被上訴人は、上訴人に属するサイト上の賃貸物件・売却物件情報に係る勧誘や重要情報についていかなる努力や投資も行っておらず、上訴人の同意を得ずに無断で上訴人サイトへのリンクを貼り、自身のサイト内容を大量に拡充して、上訴人のサイト機能に取って代わり、事情をよく知らない利用者に、上訴人と提携関係にあると極めて誤認させ易い。被上訴人が上訴人サイトに記載されている賃貸物件・売却物件情報を搾取し、自らのサイトの情報を拡充して自らの経済目的を達成する行為は、他人の努力の成果を搾取し、価格、品質、サービス等の機能競争の本質を中心とする取引秩序に影響するに足り、その他の公正競争の本質を遵守する競争者に対して著しく公正さに欠き、商業競争倫理の非難可能性を有しており、すでに改正前公平交易法第 24 条及び現行公平交易法第 25 条の規定に違反している。
- 被上訴人が行った努力は、係争サイトを設置し、ネット技術や統計分析データベースを運用して、検索結果を対比したことであり、上訴人会社のサイトの物件に対してはいかなる努力もしていない。
- たとえ被上訴人が情報提供者であり、仲介に従事していなかったとしても、売買、賃貸を委託する消費者にとっては、上訴人（仲介業者）又は被上訴人（資訊服務業者）のル

ートを選択し、その物件の売買、賃貸の目的を達成でき、両者が属する市場には相違性があるが、ある程度の競争性はなおも存在している。

- (五) 以上をまとめると、上訴人は現行公平交易法第 29 条規定により侵害の排除を請求するとともに、改正前公平交易法第 31 条及び現行公平交易法第 30 条規定により被上訴人に損害賠償の責任を負うよう請求することには根拠がある。上訴人が会員数と不動産仲介業者の割合（訳注：1 社/係争サイトで検索できる仲介業者数 10 社）を計算の基礎として算出した数字は、被上訴人が侵害行為で実質的に得た利益ではなく、またこれを以て上訴人が実質的に受けた損害を推定することは難しく、ここからも上訴人がその損害額を立証することが極めて困難であることがわかるため、民事訴訟法第 222 条第 2 項規定により、本裁判所はすべての情状を酌量して、得られた心証によりその額を定めることができる。本裁判所は被上訴人が 2012 年 11 月 20 日に設立されてから今までが 3 年であること、被上訴人が会員数約 5、60 人であると述べていること、会員は個人と法人に分かれており、会費は個人が 3000 新台幣ドル/月、法人が 4000 新台幣ドル/月であること、係争システムにおける不動産仲介業者は上訴人 1 社のみだけではないこと等の情状を酌量して、上訴人が上記規定により被上訴人に対して賠償金 30 万新台幣ドルの支払い請求を認めることが相当である。また本裁判所は改正前公平交易法第 31 条及び現行公平交易法第 30 条の規定により被上訴人は賠償責任を負うべきであると判決していることから、上訴人はさらに民法第 184 条第 1 項後段の規定により同じ請求を行うことができ、本裁判所は再び斟酌する必要はないことをここに加えて説明しておく。

五 関連条文抜粋

民法

第 184 条

故意又は過失により違法に他人の権利を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。故意に善良の風俗に反する方法で、他人に損害を加えた者も同様とする。

他人を保護する法律に違反して、他人に損害をもたらした者は、賠償の責任を負う。ただし、その行為に過失がないと証明できるときはこの限りでない。

民事訴訟法

第 222 条

裁判所は、判決をするに当たり、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌して自由な心証によって事実の真偽を判断しなければならない。ただし別段の規定があるときは、この限りでない。

当事者が損害を受けたことを立証したが、その額を立証できないとき、又は立証が極めて困難であるときは、裁判所はすべての情状を酌量し、得られた心証によりその額を定めなければならない。

裁判所は自由な心証によって事実の真偽を判断するときは、論理則及び経験則に違背してはならない。

心証を得た理由は、判決に明記しなければならない。

第 446 条

訴えの変更又は追加は、相手方の同意を得ずに行ってはならない。ただし第 255 条第 1 項第 2 号乃至第 6 号の事情があるときは、この限りでない。

反訴の提起は、相手方の同意を得ずに行ってはならない。ただし但し次の各号の状況の一があるときは、この限りでない。

- 一 某法律関係の成立に紛争があり、本訴裁判がその法律関係を依拠すべきであり、（反訴の）請求がその関係を確定するものであるとき
- 二 同一の訴訟目的物に対して、反訴提起の利益があるとき
- 三 相殺を主張する請求に残高がある部分について、反訴提起の利益があるとき

第 450 条

第二審裁判所は上訴に理由があると認めるときは、上訴の趣旨の範囲内において原判決を取り消す又は変更する判決をしなければならない。

第 466-1 条

第二審判決に対する上告について、上告人は弁護士を訴訟代理人として委任しなければならない。ただし上告人又はその法定代理人が弁護士資格を有しているときは、この限りでない。

上告人の配偶、三親等内の血族、二親等内の姻戚関係、又は上告人が法人、中央機関又は地方機関である場合、その専属の人員が弁護士資格を有し且つ裁判所に適当であると認められたときも、第三審の訴訟代理人になることができる。

第一項但書及び第二項の状況については、上告提起又は委任の時に疎明しなければならない。

上告人が第一項、第二項の規定によって訴訟代理人を委任しないとき、又は第二項の規定によって委任したが、裁判所に適当ではないと認められたとき、第二審裁判所は期限を定め、補正を命じなければならない。期限を過ぎても補正せず、第 466-2 条の規定によって申し立てないときは、第二審裁判所は不適法を理由としてその上告を却下しなければならない。

知的財産案件審理法

第 1 条

知的財産案件の審理は、本法の定めるところによる。本法に定めのない場合は、民事訴訟、刑事訴訟若しくは行政訴訟の各手続に適用される法律による。



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2017 TIPLo, All Rights Reserved.